

インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準

(学校保健安全法 施行規則第19条より)

○インフルエンザ

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで」

(発症日は含みません)

※幼児とは小学校入学前の園児のことです。

日 付	/	/	/	/	/	/	/
	0 日	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目
小学生 中学生	発症日	—	—	解熱	熱なし 1 日目	熱なし 2 日目	登校可能
園 児		—	解熱	熱なし 1 日目	熱なし 2 日目	熱なし 3 日目	登園可能

○新型コロナウイルス感染症

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで」

(発症日は含みません)

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることです。

※無症状の感染者については、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とします。

日 付	/	/	/	/	/	/	/
	0 日	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目
小学生 中学生 園児	発症日	—	—	—	症状軽快	1 日目	登校可能